【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年５月17日
【会社名】	株式会社フォーサイド
【英訳名】	Forside Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　假屋　勝
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号
【電話番号】	０３（６２６２）１０５６
【事務連絡者氏名】	常務取締役　　飯田　潔
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号
【電話番号】	０３（６２６２）１０５６
【事務連絡者氏名】	常務取締役　　飯田　潔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式　399,995,100円 第８回新株予約権証券　7,655,200円 新株予約権証券の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 199,992,100円 （注）　行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,793,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

（注）１．新規発行株式（以下「本新株式」という。）の発行は、平成29年５月17日（水）開催の取締役会決議によります。

２．振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

３．本新株式の発行は、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

２【株式募集の方法及び条件】

（１）【募集の方法】

区分	発行数	発行価格の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割合	1,793,700株	399,995,100	200,894,400
一般募集	―	―	―
計（総発行株式）	1,793,700株	399,995,100	200,894,400

（注）１．金銭以外の財産の現物出資による第三者割当の方法によります。
現物出資の目的となる財産は、日本賃貸住宅保証機構株式会社の普通株式1,600株（１株当たり株式評価額249,997円）であり、会社法第207条９項４号の定めにより弁護士島田敏雄氏より現物出資等における財産の価格の証明書を受領しております。

(1) 名称	日本賃貸住宅保証機構株式会社	
(2) 所在地	大阪府大阪市中央区城見二丁目２番22号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役　　吉田　生喜	
(4) 事業内容	賃貸物件における賃貸家賃保証業務 不動産の仲介及び売買、賃貸及び管理業	
(5) 資本金	１億円	
(6) 設立年月日	平成19年６月１日	
(7) 大株主及び持株比率	レクセム株式会社100%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社取締役泉信彦は、当該会社の総議決権の100%を間接的に保有しております。
	人的関係	当該会社の役員１名が、当社の補欠監査役を兼任しております。
	取引関係	当社と当該会社との間に、不動産の仲介及び貸付等の取引があります。

(9) 当該会社の最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成26年11月期	平成27年11月期	平成28年11月期
純資産	310百万円	11百万円	25百万円
総資産	800百万円	945百万円	1,201百万円
１株当たり純資産	77,617円41銭	2,725円40銭	6,390円33銭
売上高	770百万円	887百万円	964百万円
営業利益	128百万円	159百万円	150百万円
経常利益	123百万円	187百万円	183百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	15百万円	△309百万円	18百万円
１株当たり当期純利益	3,772円06銭	△77,340円95銭	4,556円27銭
１株当たり配当金	―円	―円	―円

発行価格の総額399,995,100円につきましては、日本賃貸住宅保証機構株式会社の１株当たり株式評価額249,997円に今回の払い込み対価である同社株式1,600株を乗じた額399,995,200円に合わせ不足のないよう調整したものです。

２．発行価額の総額399,995,100円は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は199,100,700円であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
223	112	100株	平成29年６月２日（金）	－	平成29年６月２日（金）

（注）１．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
２．発行価格は、会社法上の払込金額であり資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
３．申込み及び払込みの方法は、申込期間に後記払込取扱場所へ申し込みをし、発行価額の総額となる現物出資の目的となる有価証券を払込期日付で充当する旨を記載した株式申込証を当社に提出するものとします。
４．上記株式を割り当てた者から申込期間までに申し込みがない場合は、本普通株式に係る割当は行われないこととなります。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社フォーサイド　管理本部	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号

（４）【払込取扱場所】
金銭以外の財産を出資としているため、該当事項はありません。

３【株式の引受け】
該当事項はありません。

４【新規発行新株予約権証券（第８回新株予約権証券）】

（１）【募集の条件】

発行数	9,569個
発行価額の総額	7,655,200円
発行価格	本新株予約権１個あたりの払込金額は金800円とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	１個
申込期間	平成29年６月２日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社フォーサイド　管理本部
払込期日	平成29年６月２日
割当日	平成29年６月２日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行　福岡支店

（注）１．株式会社フォーサイド第８回新株予約権証券（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）は、平成29年５月17日付の当社取締役会決議にて発行を決議した。
２．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
３．本新株予約権の募集は第三者割当ての方法による。

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	１．本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式956,900株とし、本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、普通株式100株とする。但し、本欄第２項及び第３項により付与株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後付与株式数に応じて調整されるものとする。 ２．別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第１項において定義される。以下同じ。）の調整を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする（但し、調整後付与株式数を求める際、１株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする）。 $\text{調整後付与株式数}=\text{調整前付与株式数}\times\dfrac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ ３．調整後付与株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第２項第(3)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 ４．付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前付与株式数、調整後付与株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	１．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、本新株予約権１個あたりの行使により交付を受けることができる当社普通株式１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた額とする。 ２．行使価額 (1) 行使価額は１株あたり金201円とする。 (2) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(3)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\dfrac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新発行・処分株式数}\times\text{１株あたりの払込金額}}{\text{１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新発行・処分株式数}}$ (3) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 ① 時価（本項第(4)号②に定義される。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（但し、下記②の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換、会社分割又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該当社普通株式の発行又は当社の有する当社普通株式の処分において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。 ② 普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合 調整後の行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③　時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）その他の証券若しくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、また、当該発行において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

④　上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数}=\frac{(\text{調整前行使価額}-\text{調整後行使価額})\times\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4)　①　行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。

②　行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。

③　行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

④　行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(5)　本項第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要かつ合理的な行使価額の調整を行う。

①　株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②　その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③　行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)　本項第(3)号及び第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	199,992,100円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第２項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	１．本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式１株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式１株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 ２．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	本新株予約権者は、平成29年６月２日（本新株予約権の払込完了以降）から平成32年６月２日までの間（以下「行使可能期間」という。）、いつでも本新株予約権を行使することができる。行使可能期間の最終日が当社の営業日以外の日に当たるときは、その前営業日にこれを繰り上げる。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	１．新株予約権の行使請求受付場所 株式会社フォーサイド　管理本部 ２．新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。 ３．新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行　福岡支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	１．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行うときは、当社は、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を本欄第２項に定める条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、当社は本欄第２項に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなければならないものとする。 ２．本欄第１項の場合における条件は以下のとおりとする。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の数 組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 (2) 承継新株予約権の目的である株式の種類 承継新株予約権の目的となる株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。 (3) 承継新株予約権の目的である株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に準じて決定する。

	(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した組織再編行為後の行使価額に本項第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。但し、本新株予約権の当初の行使価額を上限とする。 (5) 承継新株予約権を行使することができる期間 承継新株予約権を行使することができる期間は、行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、行使可能期間の満了日までとする。 (6) 承継新株予約権の行使の条件及び取得事由 承継新株予約権の行使の条件及び取得事由は、別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。 (7) 譲渡による承継新株予約権の取得の制限 譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。 (8) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定する。

（注） 本新株予約権の行使指示
当社と割当予定先との間で締結する予定の新株予約権割当契約において、次の特約を定める予定。
行使可能期間中の10連続取引日（終値のない日が当該期間内にあった場合は、当該日を除いた10連続取引日）のいずれの日においても、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が245円を上回った場合、当社は、行使すべき本新株予約権の数を指定したうえで、当社の指定する様式の書面を本新株予約権者に提出することにより、本新株予約権を行使するべき旨を指示（以下「行使指示」という）することができ、本新株予約権者は、行使指示が行われた日から10取引日以内に、行使指示に従って、行使指示において指定された数の本新株予約権を行使しなければならないものとする。

（３）【新株予約権証券の引受け】
該当事項なし。

５【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
599,987,200	6,350,000	593,637,200

（注）　払込金額の総額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成29年５月16日の当社普通株式の終値223円に今回の増資により発行する株式数1,793,700株を乗じた金額（なお、現物出資によるため、実際に払い込まれる金銭はありません。）及び本新株予約権の払込金額の総額（7,655,200円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（192,336,900円）を合算した金額であります。

（内訳）

払込金額の総額の内訳

本新株予約権の払込金額の総額	7,655,200円
本新株予約権の行使による調達額	192,336,900円
払込金額の総額（合計）	199,992,100円

発行諸費用の概算額の内訳

第三者算定機関 株式会社コンサルティング・モール 代表取締役：溝端　浩人 住所：大阪府大阪市天王寺区生玉前町１番18号	2,000,000円
第三者算定機関 株式会社プルータス・コンサルティング 代表取締役社長：野口　真人 住所：東京都千代田区霞が関三丁目２番５号	2,000,000円
登録免許税	2,100,000円
その他	250,000円
発行諸費用の概算額（合計）	6,350,000円

（２）【手取金の使途】

差引手取概算額は、上記(1)に記載の通り593百万円であります。但し、新株予約権の行使は、本新株予約権の行使指示の特約を定めるものの、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込む事は困難であります。したがって、上記差引手取概算額の合計額593百万円については、現時点で次の①、②及び③の通り充当する予定でありますが、②の具体的な金額及び使途については、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①　日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の取得	399	平成29年６月
②　投資用不動産の取得	192	平成29年６月～平成32年５月
③　その他運転資金	1	平成29年６月～平成29年12月

（注）１．調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

２．資金使途の内容は、以下のとおりです。

①　日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の取得

当社グループは、今後の企業価値向上を目指し、平成26年10月にお知らせいたしましたとおり（平成26年10月３日付「会社分割（新設分割）による持株会社体制への移行に関するお知らせ」）、持株会社と事業会社を分離することにより、新規事業の開始及びＭ＆Ａによる事業拡張を円滑かつ効率的に行えるよう企業再編を実施し、新たな事業ポートフォリオを構築し、業容の拡大及び、事業リスクの分散を進めております。

平成27年11月には投資用不動産の取得及び売買を行うフォーサイドリアルエステート株式会社を設立いたしました。同社では投資用不動産を所有し主に賃料収入を得ることを目的として不動産事業を展開しております。

一方、日本賃貸住宅保証機構株式会社は平成19年設立以来、賃貸家賃保証事業を中心に不動産管理等事業、不動産売買・仲介事業を展開しております。賃貸家賃保証事業では、借主が日本賃貸住宅保証機構株式会社に保証料を支払い、日本賃貸住宅保証機構株式会社が従来の保証人に代わって、借主の保証人となることで、保証人のいない方でもスムーズにご入居いただくことが出来るサービスを提供しております。

当社グループは、現状の投資用不動産の所有による賃料収入に加え、新たに日本賃貸住宅保証機構株式会社の賃貸保証事業や不動産管理等事業、不動産売買・仲介事業を付加することにより、投資用不動産の物件の選定から取得、運用・管理まで不動産事業の収益構造の多様化により新たな事業ポートフォリオを構築することができます。また、同社の発行済み株式の40%を取得と同時に同社の臨時株主総会を平成29年６月１日に開催し現取締役５名のうち３名が退任、新たに弊社の役員３名が就任する予定であります。

よって、議決権の過半数を有しておりませんが、実質的に支配力が及んでいる会社として、会計監査人と協議の上、同社を連結子会社とする予定であります。

以上のことから日本賃貸住宅保証機構株式会社を子会社化し、両社の成長を加速させることが当社グループの企業価値向上につながると判断し、株式の取得の決議に至りました。

本株式譲渡は、当社の議決権の12.69%を保有する大株主であるＲ－１第１号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるＲ－１合同会社の親会社に該当するレクセム株式会社との取引であることから、日本賃貸住宅保証機構株式会社の普通株式１株当たりの価値の算定に際し、公正性・妥当性を担保する必要があると判断し、当社及びレクセム株式会社から独立した第三者算定機関である株式会社コンサルティング・モールを選定し、日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式価値に関する算定書を取得しております。

また、日本賃貸住宅保証機構株式会社はレクセム株式会社が総議決権を100%保有しており、当社取締役のうち、泉信彦は、レクセム株式会社の総議決権を100%保有するＸＯＮ株式会社の大株主であるため、日本賃貸住宅保証機構株式会社の取得に関する当社取締役会決議には加わっておりません。

さらに、当社は、日本賃貸住宅保証機構株式会社に対し、70,000,000円（返済期限：平成29年６月20日金利：5.00%）の貸付をおこなっており、貸付債権に対し、レクセム株式会社より、日本賃貸住宅保証機構株式会社の発行済み株式の100%（4,000株）を担保として差入れられておりますが、今回の株式取得後、上記記載のとおり日本賃貸住宅保証機構株式会社は当社の連結子会社となる予定であり、40%（1,600株）部分の質権設定を解除する予定であります。しかしながら、「第３　第三者割当の場合の特記事項、１　割当予定先の状況、ｂ．提出者と割当予定先との間の関係」に記載のとおり、新たに連結子会社となる予定の日本賃貸住宅保証機構株式会社は割当先２社に対し貸付をおこなっておりますので、引続きレクセム株式会社が保有する日本賃貸住宅保証機構株式会社の発行済み株式の60%（2,400株）については、質権設定をおこないます。

② 投資用不動産の取得
当社100%子会社のフォーサイドリアルエステート株式会社においては、今後、日本賃貸住宅保証機構株式会社の賃貸保証事業や不動産管理等事業、不動産売買・仲介事業を付加することにより、より競争力のある不動産サービスの提供が可能となります。不動産事業の収益向上のため、自己資金及び金融機関からの借入により調達した資金を合わせ10億円以内で１件若しくは２件、投資用不動産を購入いたします。
これらの使途に充てるため、新株予約権の行使による調達額192百万円を充当します。

③ その他運転資金
残額は株式会社フォーサイドの管理部門の当座の運転資金に充当いたします。
これに充当する資金としては、本新株予約権の発行に伴い調達する資金１百万円を充当することを予定しております。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

ａ．割当予定先の概要

レクセム株式会社

名称	レクセム株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長　　千原　紀男
事業内容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等
資本金	100,000,000円
設立年月日	平成20年９月１日
発行済株式数	17,600株
決算期	９月
従業員数	２名
主要取引先	日本賃貸住宅保証機構株式会社
主要取引銀行	株式会社三井住友銀行
大株主及び持株比率	ＸＯＮ株式会社　100%

Ｒ－１合同会社

名称	Ｒ－１合同会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号
代表者の役職及び氏名	代表社員　　池田　拓弥
事業内容	有価証券の売買、投資、保有及び運用等
出資金	1,000,000円
主たる出資者及びその出資比率	レクセム株式会社　90%

b．提出者と割当予定先との間の関係

レクセム株式会社

出資関係	当社取締役泉信彦は、当該会社の総議決権の100%を間接的に保有しております。
人事関係	当社取締役泉信彦は、当該会社の顧問であります。
資金関係	当社と当該会社との間には、資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、資金関係はありません。 なお、現物出資により取得する予定の日本賃貸住宅保証機構株式会社から当該会社へ以下の貸付金があります。 金額：26,000,000円　返済期限：平成29年５月25日　金利：4.0% 金額：20,000,000円　返済期限：平成29年６月20日　金利：4.0% 金額：131,760,000円　返済期限：平成29年11月30日　金利：4.0%
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、技術又は取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、技術又は取引関係はありません。

Ｒ－１合同会社

出資関係	当社取締役泉信彦は、当該会社の総議決権の90%を間接的に保有しております。
人事関係	当社と当該会社との間には、人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人事関係はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、資金関係はありません。 なお、現物出資により取得する予定の日本賃貸住宅保証機構株式会社から当該会社へ以下の貸付金があります。 金額：82,150,000円　返済期限：平成29年６月20日　金利：5.0%
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、技術又は取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、技術又は取引関係はありません。

c．割当予定先の選定理由

当社は、平成27年12月期において、平成27年12月期を含めて営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが４期連続でマイナスとなったことから、有価証券上場規程第604条の２第１項第２号に定める上場廃止に係る猶予期間に入っておりました。本件につきまして、平成28年12月期の営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがプラスを計上いたしましたので、平成29年３月30日に株式会社東京証券取引所より、「業績」基準に係る猶予期間入り銘柄から解除されております。

平成29年12月期においても以下の施策を実行し、経営基盤の安定と継続的な業績の向上を図っております。

①　新規事業の開拓、新規事業への取り組み

当社は、平成29年３月31日付で、主にアミューズメント施設向け景品制作・販売を行っている株式会社ブレイクの全株式を取得し、100%子会社化いたしました。これにより、当社グループがこれまで培ってきたコンテンツ事業に、アミューズメント施設向け景品制作・販売のノウハウとリソースを保有する事となります。スマートフォンの地図機能を利用した情報共有サービスアプリや、当社グループの電子書籍サービス「モビぶっく」で展開している有名なマンガ等のキャラクターのグッズ化など、自社及び他社原版を活用した総合的なコンテンツビジネスモデルを構築します。

②　Ｍ＆Ａ、業務提携の推進

当社グループでは、今後も、既存事業の強化及び相乗効果を勘案したうえでＭ＆Ａや業務提携による事業領域の拡大を積極的に行います。

③　グループ体制の強化

当社グループは、創業以来の主力事業である「コンテンツ事業」に加え、「不動産事業」、「投資銀行事業」「貸金事業」が増加し、それぞれが事業会社として活動しており、従来からのインターネットビジネスの領域を超える企業体制へと進化してまいりました。平成29年12月においてもさらなるグループ体制の強化を図ります。

上記施策のうち、「不動産事業」の更なる強化を図る為、当社は、フォーサイドリアルエステート株式会社が投資用不動産の取得の際の仲介及び取得後の投資用不動産の管理を委託していた、日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の取得及び新たな投資用不動産の取得のための資金調達を検討してまいりました。

一方、日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の取得及び投資用不動産の取得にかかる対価の調達方法につきましては、現在当社の保有する現預金をグループ内の既存事業の成長に充当することを優先としたいため、外部調達を行うことが好ましいと考えており、新たな子会社株式の取得という資金が固定化される資金使途には、借入等の負債性資金調達を行うよりも、更なる財務基盤の強化も目的として増資による資金調達を行うことが、当社にとって最も企業価値向上の機会と獲得できる形であると判断しておりました。加えて、今回の調達金額の規模

が総額６億円強と、公募増資を行うには調達規模が大きくないことを考慮し、第三者割当増資での調達を行うべきとの結論に至りました。

当社の取締役である泉信彦は、日本賃貸住宅保証機構株式会社の親会社であるレクセム株式会社を間接的に保有しております。そこで平成28年10月に同氏を通じ、レクセム株式会社に対し、同社が保有する日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の売却意向の確認と同時に当社が行う第三者割当増資の引受け要請を行うことといたしました。

その結果、レクセム株式会社より、第三者割当増資による日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の譲渡と、レクセム株式会社が90%出資するＲ－１合同会社を割当先とした新株予約権の発行の組み合わせによるスキームを提案いただきました。

当社といたしましては、日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の取得と、当社の第三者割当増資の割当を同時に行うこととなりますので、事務コスト等も勘案し、また、投資用不動産の取得資金に関しては、今現在、取得予定の不動産の選定が完了しておりませんでしたので、その資金を新株式発行により調達することは希薄化の要因にもなることから、日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の現物出資による第三者割当増資及び、Ｒ－１合同会社を割当先とした新株予約権の発行を実施する運びとなりました。

ｄ．割り当てようとする株式の数

＜レクセム株式会社＞

本新株式発行の目的である普通株式1,793,700株

＜Ｒ－１合同会社＞

本新株予約権の目的である普通株式956,900株

ｅ．株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるレクセム株式会社及びＲ－１合同会社の、本新株式及び本新株予約権を行使して取得する普通株式の保有方針は長期的に保有する意向であることを口頭で確認しています。なお、当社は、レクセム株式会社及びＲ－１合同会社から、本第三者割当増資の払込期日（平成29年６月１日）より２年間において、当該株式の全部または一部を第三者に譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名または名称、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由および譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

ｆ．払込みに要する資金等の状況

新株式の発行に関しては、現物出資による第三者割当増資であるため、金銭の払込はありません。レクセム株式会社が保有の日本賃貸住宅保証機構株式会社の普通株式の保有状況については平成29年４月28日の株主名簿により確認しております。

新株予約権の発行に関しては、割当予定先であるＲ－１合同会社の本第三者割当増資の払込期日に全額を払い込むことの確約をいただいており、必要となる資金の確保についても支障がない旨の報告を受けております。また、当社は、割当予定先から提供された預金残高証明書によりその払込資金の存在を確認しており払込みに支障はないと判断しております。

ｇ．割当予定先の実態

今回の株式引き受け契約締結に先立ち、割当予定先及び割当予定先の株主及び代表者の実態や、反社会的勢力に関係する特定の団体あるいは関係者にあたらないのかといった観点から調査を行いました。

具体的には、上記の割当予定先両社の代表者及び経理事務担当者並びに事務所にそれぞれ訪問し、事務所の所在、移転などが頻繁になかったことを実地で確認をし、事業の概要や主な取引先などの聞き取り調査を行っております。この調査によって事務所が継続して所在していることや、事業内容、取引先等について実態があり、通常なものと認識いたしました。

当該実地調査に加え、日経テレコンを利用して割当予定先両社の取引先との取引が正常に行われているか否か、係争案件の有無、反社会的勢力との関係有無などの情報収集を行いました。その結果、反社会的勢力と関係している事実は見受けられませんでした。

また、外部調査機関に依らず、自社での調査を行うこととした理由につきましては、当社取締役泉信彦が両社の議決権をそれぞれ間接的に100%と90%保有しており、既知の情報があることと、追加の情報収集も直接行うことができると判断したことによるものです。

尚、これらの調査を通じ、割当予定先及び当該割当予定先の役員又は主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれらに準ずるもの（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実など暴力団等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありませんでした。また、面談時には、割当予定先は、将来も暴力団等と関与しない方針である旨の口頭での確認を行っております。

2【株券等の譲渡制限】

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。
本新株式及び本新株予約権の行使後の株式につきましては、譲渡制限は付されておりません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

現物出資の目的となる財産の価値の算定根拠につきましては、その公正性及び妥当性を期すため、独立した第三者算定機関として株式会社コンサルティング・モール（代表取締役：溝端浩人　住所：大阪府大阪市）を選定し、株式価値の算定を依頼いたしました。評価対象会社の純資産の現状のみを前提に評価するのではなく、将来にわたって対象会社が生み出すキャッシュ・フロー等を踏まえた企業価値を考慮し、対象会社の事業が発展傾向にあることや対象会社が作成した将来の利益計画に関する情報が入手できていることから、フリー・キャッシュ・フロー法により、平成28年11月末を基準日として、平成29年11月期から平成31年11月期までの３期分の評価対象会社の将来の収益予想に基づき、評価対象会社が平成29年11月期以降生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引き、非事業資産を加味し算定が行われた結果、当該株式の１株当たり株式価値255,537円との算定結果となりました。

当該株式の取得に際しては、大株主との取引になるため一般株主や投資家が抱く可能性のある「特定の株主の利益を優先した取引ではないか」との疑念をできるだけ払拭するためにも、レクセム株式会社と慎重に交渉協議を行った結果、株式価値を株式会社コンサルティング・モールによる株式価値評価額よりも低い399,995,100円（１株当たり249,997円）にて取得することといたしました。あわせて、株式会社コンサルティング・モールによる財務デューデリジェンスを実施しております。

また、発行価格につきましては、当社取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値を基準とし、１株223円（ディスカウント率0.0%）といたしました。

発行価格は本増資に係る取締役会決議の直前までの１ヶ月間、３ヶ月間、６ヶ月間（平成28年11月17日から平成29年５月16日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の取引終値の平均値（１ヶ月平均217円（プレミアム率2.76%）、３ヶ月間平均225円（ディスカウント率0.88%）、６ヶ月間平均198円（プレミアム率12.62%）及び、当社取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の比較によるものです。

当社取締役会決議日全営業日の取引終値を発行価格とする理由といたしましては、長期の終値平均との比較に加え、平成29年５月12日に発表した平成29年12月期第１四半期決算短信発表を公表した後の直近株価のほうが、より現時点における当社経営状況が株価にも反映しているものと判断し、当社取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値223円を発行価格とすることを決議いたしました。

また、当社監査役３名（全員が会社法上の社外監査役）からは、払込金額の検討は、株式会社東京証券取引所における取引終値を基準に検討・決定を行い、大幅なディスカウントも行われていないことから有利発行には当たらず、数字の根拠、検討の経緯、利害関係者が当該決議に加わらないように配慮すること等、決定手続きはすべて適法適正に行われており、その判断も妥当である旨の意見表明を受けております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価223円）、権利行使価格（201円）、配当率（0.0%）、権利行使期間（３年）、無リスク利子率（－0.151%）、株価変動性（69.87%）、当社の行動（行使指示は行わず割当予定先の権利行使を待つ）並びに割当予定先の行動及（株価が権利行使価格以上の場合、１日に87個ずつ権利行使を行い、行使により得た株式は１日あたり売買出来高の約４%を目処に売却し、全て売却した後次の権利行使を行うものとする）について前提を置いて評価を実施し、本新株予約権を１個当たり800円と評価しました。上記評価の結果を基に割当予定先と交渉した結果、本新株予約権の１個当たりの払込金額を800円（１株当たり８円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値である１株当たり223円に0.9を乗じた201円に決定いたしました。行使価格の決定に際しては、当社の業績動向や財務状況、株価の動向等を勘案し、割当予定先と協議したうえで総合的に判断しております。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの１か月間の終値平均217円に対するダウン率は7.37%、当該直前営業日までの３か月間の終値平均225円に対するダウン率は10.66%、当該直前営業日までの６か月間の終値平均198円に対するアップ率は1.51%となっております。

当社は、本新株予約権の発行価額は、株式会社プルータス・コンサルティングの算定した公正価値を下回る水準ではなく、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、当社監査役３名（全員が会社法上の社外監査役）からは、株式会社プルータス・コンサルティングは、本件資金調達に係る公正価値評価の業務委託契約を除き、当社と取引関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、その選定も透明性の確保された方法により行われたこと、株式会社プルータス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、株式会社プルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して株式会社プルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は株式会社プルータス・コンサルティングによって算出された公正価値を下回る水準ではないことから、割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株式の発行株式数は1,793,700株であり、平成28年12月31日現在の当社発行済株式総数25,281,504株に対し7.09%（平成28年12月31日現在の当社議決権個数245,427個に対しては7.30%）、本新株予約権の行使による発行株式数は956,900株であり、発行済株式総数に対し3.78%（議決権個数に対しては3.89%）であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は発行済株式総数に対し10.87%（議決権個数に対しては11.20%）であり、これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

本新株式及び本新株予約権の行使により発行される予定の当社普通株式数につき、割当予定先は、長期的に保有する意向であることを口頭で確認しております。また、当社株式の直近６ヵ月間における１日当たりの平均出来高は1,307,530株（本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数956,900株の136.64%程度）であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数956,900株を行使期間である３年間（245日／年営業日で計算）にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の１日当たりの売却数量は1,302株であり、上記１日当たりの出来高の0.09%程度であるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、１株当たり201円であります。これは平成29年12月期第１四半期の１株当たり純資産35.30円を上回っております。よって、当社普通株式の市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで自己資本が増強され、１株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

当社は、本新株（現物出資）により日本賃貸住宅保証機構株式会社を取得し、賃貸用不動産の借主が保証会社に保証料を支払い、保証会社が従来の保証人に代わって借主の保証人となることで、保証人のいない方でもスムーズにご入居いただくことが出来るサービスを提供する賃貸家賃保証事業を中心に不動産管理事業等、不動産売買・仲介事業を展開してまいります。また、本新株予約権により調達した資金の大部分を投資用不動産の取得に投下し当社の経営の安定化を図ることにより、最終損益の黒字を達成し、１株当たり当期純利益の増加を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主様の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

４【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当は、新規に発行される株式数は1,793,700株（議決権17,937個）であり、また、本新株予約権の行使により新たに発行される株式数は956,900株（議決権9,569個）であります。このため、既存の普通株式の議決権245,427個については、約11.20%（本新株式により約7.30%、本新株予約権により約3.89%）の希薄化が生じることになりますが、希薄化率が25%未満であることおよび支配株主の異動を伴うものではないことから、大規模な第三者割当に関する事項について該当はありません。

５【第三者割当後の大株主の状況】

（本届出書による割当後の大株主の状況）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
Ｒ－１第１号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号	3,208,600	13.07%	3,668,600	11.76%
レクセム株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号	―	―	1,834,800	6.57%
Ｒ－１合同会社	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号	―	―	975,600	3.51%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番10号	623,300	2.54%	623,300	2.28%
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	622,200	2.54%	622,200	2.28%
中原証券株式会社	東京都中央区日本橋室町四丁目４番１号	259,400	1.06%	259,400	0.95%
小林　浩之	東京都荒川区	252,000	1.03%	252,000	0.92%
渡部　智子	東京都福生市	234,000	0.95%	234,000	0.86%
村井　幸惠	東京都江東区	212,900	0.87%	212,900	0.78%
松井証券株式会社	東京都千代田区一丁目４番地	201,100	0.82%	201,100	0.74%
計	―	5,613,500	22.88%	8,423,900	30.65%

（注）１．所有株式数は、平成28年12月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。
２．総議決権数に対する所有議決権数の割合及び、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第３位を四捨五入しております。
３．「割当後の所有株式数」は、新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に新株式及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

６【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

７【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

８【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第１【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第２【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

１　事業等のリスクについて

後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後平成29年５月17日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」に変更はございません。

２　設備の状況

後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後平成29年５月17日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「第一部　企業情報　第３　設備の状況　３　設備の新設、除却等の計画　(1) 重要な設備の新設」に変更はございません。

３　臨時報告書の提出

後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期事業年度）の提出日（平成29年３月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成29年５月17日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

平成29年４月６日関東財務局長に提出

①　提出理由

平成29年３月30日開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

②　報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年３月30日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　定款一部変更の件

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を追加整備するものであります。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役として、假屋勝、泉信彦、飯田潔、濱田卓二郎及び伊藤尚之を選任するものであります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役として、法木右近を選任するものであります。

（3）当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第１号議案	82,388	1,401	－	（注）1	可決（95.67%）
第２号議案				（注）2	
假屋　勝	82,166	1,625	－		可決（95.41%）
泉　信彦	81,862	1,929	－		可決（95.06%）
飯田　潔	81,866	1,925	－		可決（95.06%）
濱田　卓二郎	82,156	1,635	－		可決（95.40%）
伊藤　尚之	82,185	1,606	－		可決（95.43%）
第３号議案				（注）2	
法木　右近	82,150	1,601	－		可決（95.43%）

（注）１．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成によります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第17期）	自　平成28年１月１日 至　平成28年12月31日	平成29年３月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 （第17期）	自　平成28年１月１日 至　平成28年12月31日	平成29年３月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	（第18期第１四半期）	自　平成29年１月１日 至　平成29年３月31日	平成29年５月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）Ａ４－１に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第１【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年３月27日

株式会社フォーサイド
　取締役会　御中

松沢公認会計士事務所
　公認会計士　　松澤　博昭　　印
向山公認会計士事務所
　公認会計士　　向山　光浩　　印

＜財務諸表監査＞
　私たちは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォーサイドの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーサイド及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成29年2月10日開催の取締役会において、株式会社ブレイクの全株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。
　これらの事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

＜内部統制監査＞

私たちは、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フォーサイドの平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、私たちの判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、株式会社フォーサイドが平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年３月27日

株式会社フォーサイド

取締役会　御中

松沢公認会計士事務所

公認会計士　　松澤　博昭　　印

向山公認会計士事務所

公認会計士　　向山　光浩　　印

私たちは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォーサイドの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーサイドの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成29年2月10日開催の取締役会において、株式会社ブレイクの全株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。

これらの事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年５月15日

株式会社フォーサイド
　取締役会　御中

松沢公認会計士事務所
　公認会計士　　松澤　博昭　　印
向山公認会計士事務所
　公認会計士　　向山　光浩　　印

　私たちは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォーサイドの平成29年１月１日から平成29年12月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成29年１月１日から平成29年３月31日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成29年１月１日から平成29年３月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。
　四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
　私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論
　私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フォーサイド及び連結子会社の平成29年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係
　会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。